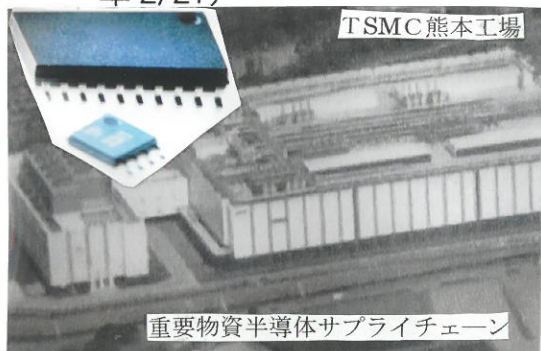


“秘密”で囲まれた社会へ!!

—セキュリティ・クリアランス(適性評価)ってな～に?—

今国会で経済領域の特定秘密保護法である「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」(セキュリティクリアランス法案)が提案され審議に入りました。(2024年2/27)



第6回経済安全保障推進会議における岸田首相の指示(2024年1/30)

「安全保障の概念が経済技術分野にも拡大し、安全保障のための情報に関する能力の強化が一層重要になる中、経済安全保障分野においても、セキュリティクリアランス制度の整備を通じ、情報保全の更なる強化を図る必要がある」

「政府保有の経済安全保障上の重要情報を保護・活用していくべく、コンフィデンシャル級の情報を保護の対象とする制度を新法により創設するとともに、既存の情報保全制度である特定秘密保護法とシームレスに運用していく必要」

「クリアランスの新制度がわが国の既存の情報保全制度とシームレスに運用されるよう、特定秘密保護法の運用基準の見直しの検討を含め必要な措置を講じる」

を実現するため法案では「秘密指定」「セキュリティクリアランス・適性評価」「刑罰」が規定されています。

○**秘密だと指定する重要経済安保情報**とは:重要経済基盤(国民生活または経済活動の基盤となる公共的な役務-基幹インフラの提供体制&重要物資のサプライチェーン)の保護情報(①重要経済基盤を保護するための措置、これに関する計画・研究②脆弱性・革新的技術等重要な情報③これに関する外国政府・国際機関からの情報④情報の収集整理又その能力)のうち、公になっていないものでその漏えいがわが国の安全保障に支障を与える恐れがあるため特に秘匿する必要がある情報です。

本法案の対象とする秘密情報は「わが国の安全保障に支障をあたえるおそれ」のコンフィデンシャルのレベルに対して規制をかけるもので、トップシークレット・シークレットのレベルの秘密については特定秘密保護法で対応するとなっています。

しかし経済領域の情報でも「安全保障に著しく支障をきたすもの・シークレット」に対しては、特定秘密保護法の対象にするとのことです。特定秘密保護法に規定の条文もなく“運用”ですとのこと。(刑罰規定もあるのにこんな危ない仕組みでは法治国家ではありません????)

○**適性評価・セキュリティクリアランス**:秘匿しなければならないので特定秘密保護法と同じように「重要経済安保情報をもたらす恐れがない者が否かを判断するための取扱者の適性評価が行われます=セキュリティクリアランス。

評価対象者は従事する者とその家族(配偶者・父母・子及び兄弟姉妹)、更に配偶者の父母と子、及び同居人です。

調査項目は氏名・生年月日・国籍・住所・重要経済基盤毀損活動の関連事項・犯罪

および懲戒の経歴・情報の取り扱いにかかる非違の経歴・薬物の乱用及び影響・精神疾患に関する・飲酒の節度・信用状況及び経済状況についてです。

個人のプライバシーに関する情報が細かく調査されます。しかも今回の法案では評価は行政機関の長だが調査は内閣総理大臣の下で一元的に調査されるのです。

特定秘密保護法ではその対象はほとんど公務員でしたが、経済領域になるので民間の多くの人々が調査されることとなります。しかも内閣府の下で一元的に調査されその情報が集約されてしまうのは多くの点で問題です。

特定秘密保護法での“外交・防衛・テロ防止・スパイ防止”の4つの領域のほか今法案(経済領域)によって公も民も含めてあらゆる領域の情報が秘密の対象になっていきます。“秘密で囲まれた社会”です。

と言うことはその秘密情報を取り扱えるか否かと、その人その人の出生から生活の仕方といった個人の情報が当然のごとくチェックされる“監視・統制社会”になってしまいます。

○刑罰については従事者の漏えい、知りえたものの漏えい、管理を害する行為での取得と特定秘密保護法と同じ規定の仕方です。ただその量刑が特定秘密保護法(トップシークレット・シークレット)では10年以下の拘禁刑・1000万円以下の罰金。重要経済安保情報保護法(コンフィデンシャル)では5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金となっており、共謀・教唆・煽動も同じように入っています。

ここで問題なのは重要経済安保情報のうち「著しく支障をきたす」ものについては特定秘密保護法の対応にするとのことです。当然刑罰は10年以下の拘禁刑になります。・・・でも法律上はどこにも規定がないのです。特定秘密保護法を改正するのではなく単なる運用基準の改定で実施しようとしているのです。秘密の範囲が分からぬ法律と批判され続けてきた情報保全体系ですが、更に法律条文に記載すらしないということで秘密社会が作られようとしています。特定秘密保護法と重要経済安保情報保護法をシームレスに扱うとはどういうことなのでしょう?あまりにも杜撰な法律で国民の基本的な人権が侵害されるのは許せません。

○今回の法案はその内容からして「経済安全保障推進法」(2022年)で規定されている“重要物資のサプライチェーン・基幹インフラの運用・、先端技術の研究開発の協議体・非公開特許”を実施していくための秘密法であることは明らかです。ですから米国の対中国包囲網戦略に乗った“先端技術の経済領域からの中国ハズシ=米国の経済覇権の維持確保にどっぷり関わった法案”です。

衆議院内閣委員会での参考人質疑(2024年3/28)で齊藤日弁連副会長が「コンフィデンシャルの秘密指定は英仏では廃止、米国では情報保全監督局が廃止を勧告しているのに何故このような法律を作るのか」と疑問を呈していました。

秘密保護法だらけの社会にはしたくないです。「何が秘密?ソレは秘密」がまかり通る戦時体制(戦争する国)をストップさせましょう。

「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫 047-445-9144

*活動報告 HP に掲載「いい鎌ヶ谷藤代政夫」でアクセスできます。